

てうの女の處女ある者ある龍跡ある時うちの女をこれが父の家の門か曳いたじうの邑の人々石をもてて

かれを擧てうちすべし其へ彼の父の家ある事じ不してイスマエルの中か悪をしてなひたれへあり汝

かく悪事を汝らのもより除くべし。もし夫か適した婦と寝る男あるを見べらるゝをもくやまに強て犯すわ

るの女ひ邑の内にあり今がら叫ぶことせざるに因りまたうの男マラウの隣の妻を辱めたるに因て不り

男これまでに邑の内に遇てこれを犯せば。汝らの一入モ邑の門に曳いた石をもてこれを擊つては是れ

とあるふ殺じ期して悪事をイスマエルの中より除くべし處女なし婦人すでふまに適の約となせらるる

汝のく悪事を汝らの中より除くべし。然ど男もし人ふ適の約となじ女には野にて遇ひてこれを強て犯すわ

らば之を犯矣し男のみを殺すへし。うれ女ふも死にあれる罪なし人うれば隣人に

起むかひてこれを殺せるどうの事おなじ。其の男野みてこれに遇たるが故ふる人の人に適の約となぞしま

叫びられとも擧ふ者なかりしなり。男もし未だ人に適の約となざる處女あるをもくやまに遇ひてこれに犯すわ

とすべし彼其女を辱められたれを一生これを去へからざるなり。八十歳の父の妻を娶るへからずの父の被を

開くべからず。三十歳の一人見あらばきなべ。これぞ犯せる男の父に銀五十シケルを與へてそぞの妻は

外腎を傷害ひたる者の玉莖を切りたる者のエホバの會に入へからず。私子もエホバ

の會にいらへからず。是の十代までエホバの會からひるべからぬなり。四百モソ人およびモアブ人

一生いつまでも彼らのため平安をもたらす福をもたらす。彼等の生れたる子

兄弟なれどなりたエホバの人を惡ひへからず汝もこれが國ふ容たりこそ有心なり。彼等の生れたる子

等の三代におよばエホバの會あることを得へし。汝軍族を出して汝の敵を殺す時のみをこの事を見て

自ら讐ひへし。汝らの中間ある夜中計すも汚穢ふれて身の潔よしをもくらひる人々は陣營の外にいづ

し陣營の内に入るべらる。而して薄暮に水をもて身を洗ひ日に入へし。汝陣營の外にいづ

て土を掘り身を返してろの汝より出たる物を蓋ふべし。其の汝のかか汝を救ひ汝の敵を汝に付さん

とて汝の陣營の中歩きたまへ心あり是をも汝の陣營を聖潔すべし。汝の中汚穢物の見るを見て

汝を離れたよふて有るべし。五十歳の主年を過ぎたる僕どうの主人ふ交すへからず。六十六

の者をさて汝らの中に居たまどもに居たまどもに之を善く見て擇ぶ處あるべからず。唐遇み

べからず。○イスラエルの女子のうちに姫姫あるべのらす。イスラエルの男子の子の中に男娼あるべからず。八十

妓の得たる價および猶の價を汝の神エホバの家に攝へりて何の誓願にも用うるべのらす。是等の

汝の神エホバの憎みたまふ者なれど。汝の兄弟より利息を取べらす。即ち金の利息食物の利息なく

ぞ見て利息を生ずべら物の利息を取べからず。他國の人よりの汝の兄弟よりの利息をくだ

を取へからず。然ど汝が往て獲てこの地ふおいて汝の神エホバ凡て汝が手あ爲してこの事に福祥をくだ

レ 民用法二二傳五四申命記
シ たゞ入へし〇汝の神エホバに書願をかげんへとを遣すことを怠るへからず汝の神エホバからすこ

メ 十四傳六〇十三申命記
シ れを汝に要めまふべし怠る時汝の汝罪あり三汝誓願をかけざるも罪を獲ること有じ汝の口より出だし

メ 路六〇一西二〇三申命記
シ ミタ汝の鄰の葵園にいたる時汝意にせずかせてうの葡萄を搾食ふも宜し然ど汝の中により

ロ 墓三一申命記
シ どをせんみ三のちうと妻を嫌ひ離婚狀を書ての手にわたくしてそ家より出だる後往て他の人に嫁ぐこと

ロ 墓三一申命記
シ るうの後の夫死るあるも是の己に身を汚染したるに因て之を出だるの先の夫ふたまびこれを妻によれ

ホ 出廿一〇六申命記
シ ふ汝罪を負すふかれ五人あらため事なればり汝の神エホバの汝興へて産業となばためたまふ地

ホ 蘭五十八申命記
シ べのらすうの人の一年禁に間居してうの要れる妻を離むへし〇人う離婚を貢にあくへる是うの

ホ 申廿一〇六申命記
シ 生命を持つぬ物を質にあくなればなり〇イタラルの子孫の中なるうの兄弟を擔じてこれを使ひよ

ホ 申廿一〇八申命記
シ て懲厭ふつくこそを得て汝を祝せん是汝の神エホバの前において汝の義とあへし〇困苦る貧乏傭人

ホ 申廿一〇九申命記
シ ルの兄弟にもあれ又汝の神エホバの前に入らぬ門の中に寄寓する他國の人ふもあれぞ鹿ぐべからず當日

ホ 申廿一〇九申命記
シ 法の兄弟にもあれ又汝の神エホバの前に入らぬ門の中に寄寓する他國の人ふもあれぞ鹿ぐべからず當日

ホ 申廿一〇九申命記
シ にかれが値をはらふへし日の入るまで延すへからず其は貧き者かてうの心にこれまで幕へばなり恐らくへ

ホ 申廿一〇九申命記
シ 彼ニホバに汝を訴ふるありて汝罪を獲ん〇灾厄の子等の故によりて殺さるへからず子等の災の故の

ホ 申廿一〇九申命記
シ 故によりて殺さるへからず各人ののれの罪によりて殺さるへり〇汝他國の人たれ孤子等の審判を

ホ 申廿一〇九申命記
シ 其處より贖ひいだしまへりこそ我この事をあせと汝にめうちせば汝の神エホバに汝の妻を刈る時

ホ 申廿一〇九申命記
シ その一束を田野にちあれもまたらば返りてこれを取へからず他國の人たれ孤子等の妻婦とこれを取らずべ

ホ 申廿一〇九申命記
シ しかし汝の神エホバ凡て汝が手に作とてうの事あればひくたん汝懲戒を打落す時ぞ再びうの

ホ 申廿一〇九申命記
シ おれの連れの者を再びさがすへからず他國の人たれ孤子等の妻婦とおれぞ取すべし汝詛ゆべら汝のニ

ホ 申廿一〇九申命記
シ ブトの國に根柢たりしより是をもて我この事を爲せど汝に命す

ホ 申廿一〇九申命記
シ し悪き者ど悪しへし二の悪き者もし難つへき者不らハ士師これを伏せこの罪あたがひて懲のこ

ホ 申廿一〇九申命記
シ くのれの前かてこれを掛すべしこれを掛て四十を過べからず若これに過て是より多く掛けひ

申命記 第二十一至十四章十一節 自一十一至十五章三節 三百三十六

職へし汝がたは處にて吾祭を獻けうの物を食ひて汝の神エホバの前ふ樂ひへし汝の法律の諸
言語をうの右の上に明白に書すべし○モセまた祭司たるレビ人どよもにコスラエルの全國家小告て
曰ふイスラエルよ誰みて聽け汝の今日本に命ずる之が耶命と法度をかてあふへし○もうの日にもモセまた民に命じて言ふ汝らがヨル
が今日本に命ずる之が耶命と法度をかてあふへし○汝の日にもモセまた民に命じて言ふ汝らがヨル
ダムを渡りし後この者アリジムにたちて民を祀すべし耶チルベシ、ニダ、イッサカル、ヨセフ
およりハヤミは是らの者アリジムにたちて民を祀すべし耶チルベシ、ガド、アセル、ゼブ
ルン、ダシ、ふヨバナフタリレビ人大陸にてイスラエルの人民を告げり五十回毎に工人の手の作ふと
てエホバの憎みたまふ者あれ見えてこれを刻みたれ鑄造りてひからむ安坐く人の謂はるべし民みな對へ
てアーメンといふへしうの父母を禮むる者の謂はるべし民みな對へアーメンといふへしうの鄰の
地主を侵す者の謂はるべし民みな對へアーメンといふへし言者を去て路に迷はる者謂はるべ
し民みな對へアーメンといふへし客旅孤子および寡婦の審判と枉る者の謂はるべし民みな對へアーメン
二十九の父の妻で娘る者の妻で妾る者の父を辱じてひからむる者謂はるべし民みな對へアーメン
いふへし凡て畜畜の妻を妾る者謂はるべし民みな對へアーメンといふへしうの父の女子せたひるの
母の女子たる己の姉妹を妾る者の謂はるべし民みな對へアーメンといふへしうの妻の母じ娘る者を
謂はるべし民みな對へアーメンといふへし三福音書の妻を妾る者謂はるべし民みな對へアーメン
三福音書の妻を妾る者謂はるべし民みな對へアーメンといふへし民みな對へアーメン

